

# 西の原っ子応援団 個人情報取扱規則

## 第1条

本規則は、西の原っ子応援団 細則第4条に基づき、個人情報の取り扱いについて必要な事項を定める。

## 第2条（目的）

西の原っ子応援団（以下、本会という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿およびその他の個人情報データベース（以下、個人情報データベースという）の取り扱いについて定めるものとする。

## 第3条（責務）

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第4条（管理者）

本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。なお、本会会長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各業務を分掌する本部役員に委任することができる。

## 第5条（取扱者）

本会における個人情報データベースの取扱者は、本会本部役員、各実行委員長および特別委員長とする。

## 第6条（秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第7条（取得方法）

本会は次の目的のために、学校から個人情報の提供を受けることとする。

- (1) 会費の納入活動、管理等に係る連絡業務
- (2) 文書等の送付
- (3) 役員・委員名簿の作成と保管、会員名簿の作成と保管および役員履歴名簿の作成と保管
- (4) 学級活動等の出欠名簿
- (5) 会報誌、西の原小学校ホームページへの掲載

## 第8条（取得情報の範囲）

学校から提供をうける個人情報は次の範囲とする。

- (1) 学年学級
- (2) 出席番号
- (3) 児童氏名
- (4) 保護者氏名
- (5) 電話番号
- (6) 在籍する兄弟姉妹の氏名

## 第9条（収集方法）

本会が個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## 第10条（利用）

取得した個人情報は次の目的のために利用する。

- (1) 各種アンケート調査
- (2) 定期総会、臨時総会の書面決議
- (3) 本部役員・委員決め、ボランティア参加確認
- (4) その他、事前に通知し同意を得た活動等

## 第11条（利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

## 第12条（同意確認）

学校より取得する個人情報提供の同意については、本会会長に対し書面で申し出ることにより確認する。

- (1) 同意期間は、西の原小学校卒業までとする
- (2) 確認時期は入学時、転入時および細則第4条が新規規定された時期(2017年度)とする
- (3) 同意を取り消す場合は、本会会長に申し出る

## 第13条（管理）

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- (1) 本会の活動に係る個人情報の保管期間は原則として5年間とする
- (2) アンケート等は管理表および集計表などが完成するまでを保存期間とする
- (3) 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄する。

## 第14条（保管および持ち出し等）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

## 第15条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 第16条（第三者提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（第15条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記

録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

#### 第 17 (第三者提供を受ける際の確認等)

第三者 (第 15 条第 1 号から第 4 号の場合を除く) から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨 (事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

#### 第 18 条 (情報の開示)

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### 第 19 条 (漏えい時等の対応)

個人情報データベースを漏えい等 (紛失含む) した恐れがあることを把握した場合は、直ちに学校長および管理者に報告する。

#### 第 20 条 (研修)

本会は、本会本部役員、各実行委員長および特別委員長に対して、定期的に個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

#### 第 21 条 (苦情の処理)

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### 第 22 条 (改正)

法令の改正および実務上の不備が生じた場合には、本部役員によって審議し、運営委員会の半数以上の承認をもって本規則を改正することができる。なお、本規則の改正については総会資料や運営委員会だよりにより会員に周知するものとする。

#### 附則

本規則は、令和 5 年 11 月 15 日より施行する